

# 給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

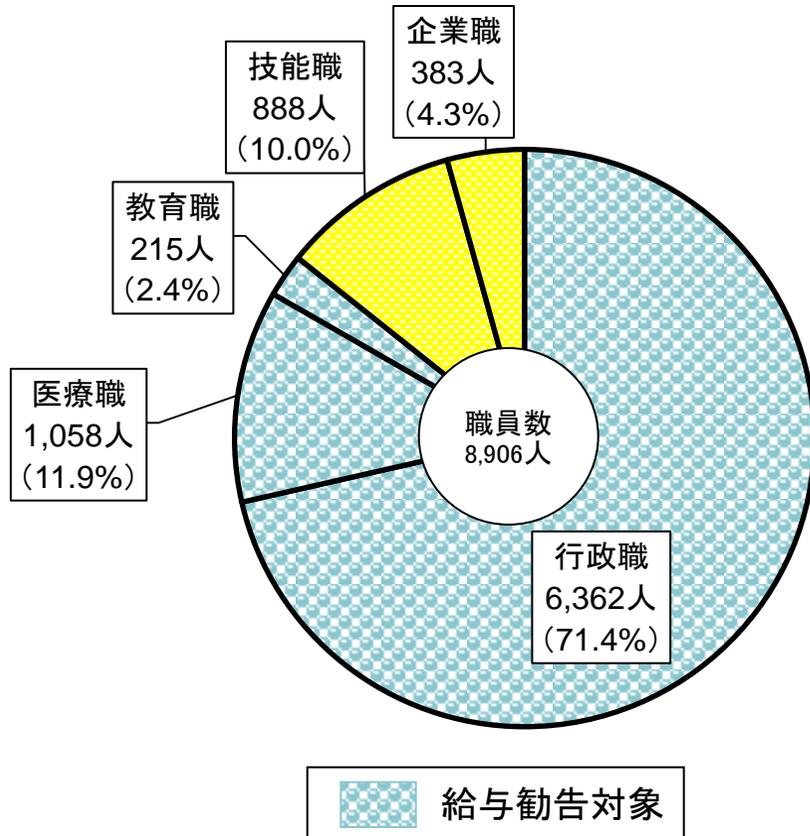
平成25年9月  
さいたま市人事委員会

# 目次

① 給与勧告の対象職員	.....	1
② 給与勧告の手順	.....	2
③ 民間給与の調査	.....	3
④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	.....	4
⑤ 民間給与との較差に基づく給与改定	.....	5
⑥ 本年の給与改定等	.....	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職給料表)	.....	7

# ①給与勧告の対象職員

さいたま市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、行政職・医療職・教育職の7,635人です。



※給与勧告の対象となる職員の職種・適用される給料表は下表のとおりです。

区分	適用給料表	職種
行政職	行政職給料表	行政事務、技師、消防職、保育士等
医療職	医療職給料表(1)	医師、歯科医師
	医療職給料表(2)	薬剤師、獣医師、栄養士等
	医療職給料表(3)	保健師、助産師、看護師等
教育職	教育職給料表(1)	市立高等学校に勤務する教育職員
	教育職給料表(2)	市立幼稚園に勤務する教育職員

注1 このほか、特定任期付職員・再任用職員についても、給与勧告の対象職員です。

注2 県費負担教職員(市立小中学校等に勤務する教育職員等)は、埼玉県条例が適用されるため、本委員会の勧告の対象外となっています。

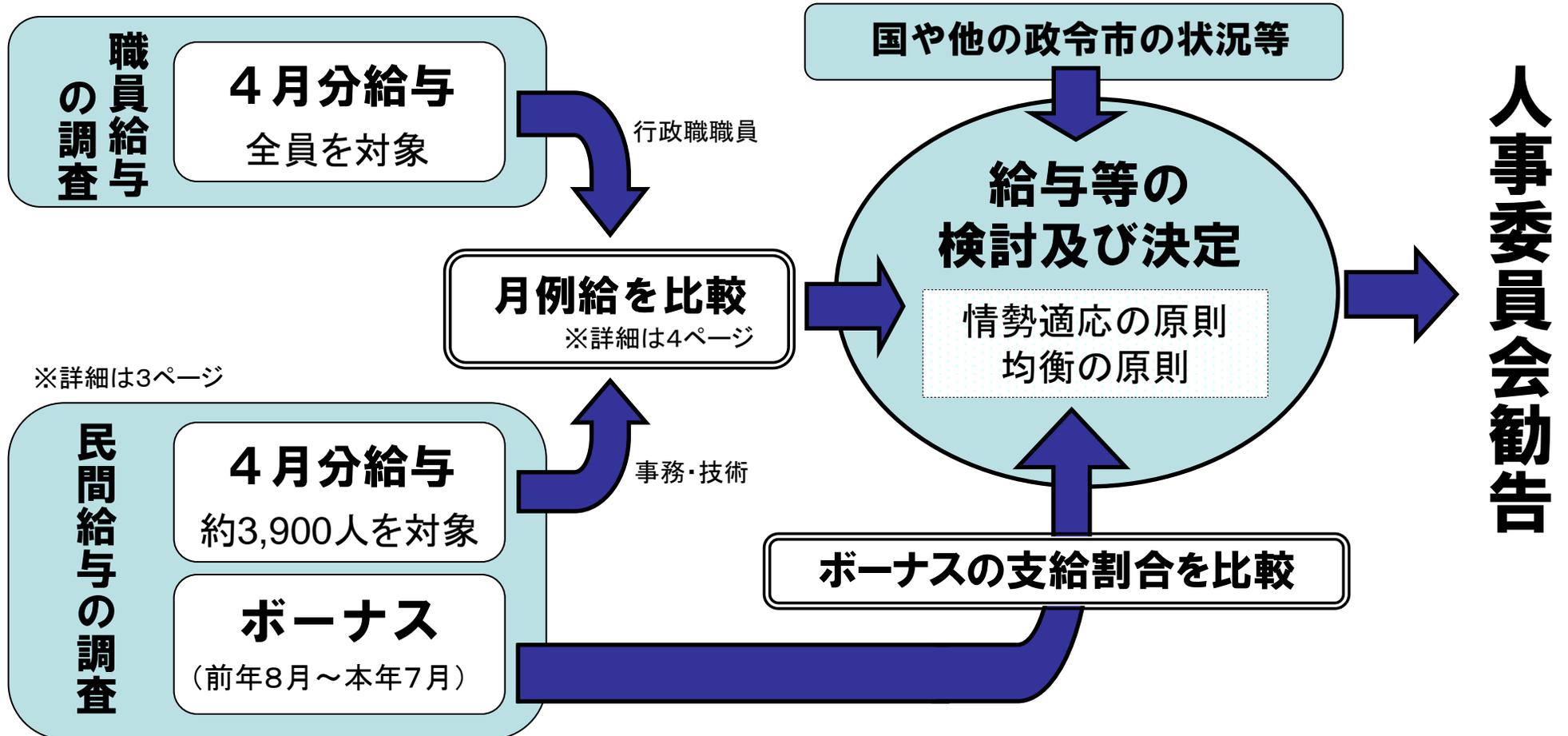
## ②給与勧告の手順

### (1) 4月分の月例給を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査・比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

### (2) ボーナスを比較

民間のボーナス(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



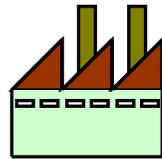
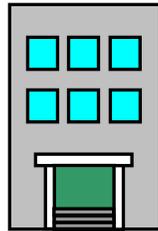
# ③民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間従業員の給与を調査しました。

## 平成25年職種別民間給与実態調査 (H25. 5. 1~6. 18に実施)

### 調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内440事業所中

**120事業所**

**事業所ごとのボーナスの調査**

(H24. 8~H25. 7支給分)

### 調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除きます。)



事務・技術

**3,526人**

医療・教育等

**343人**

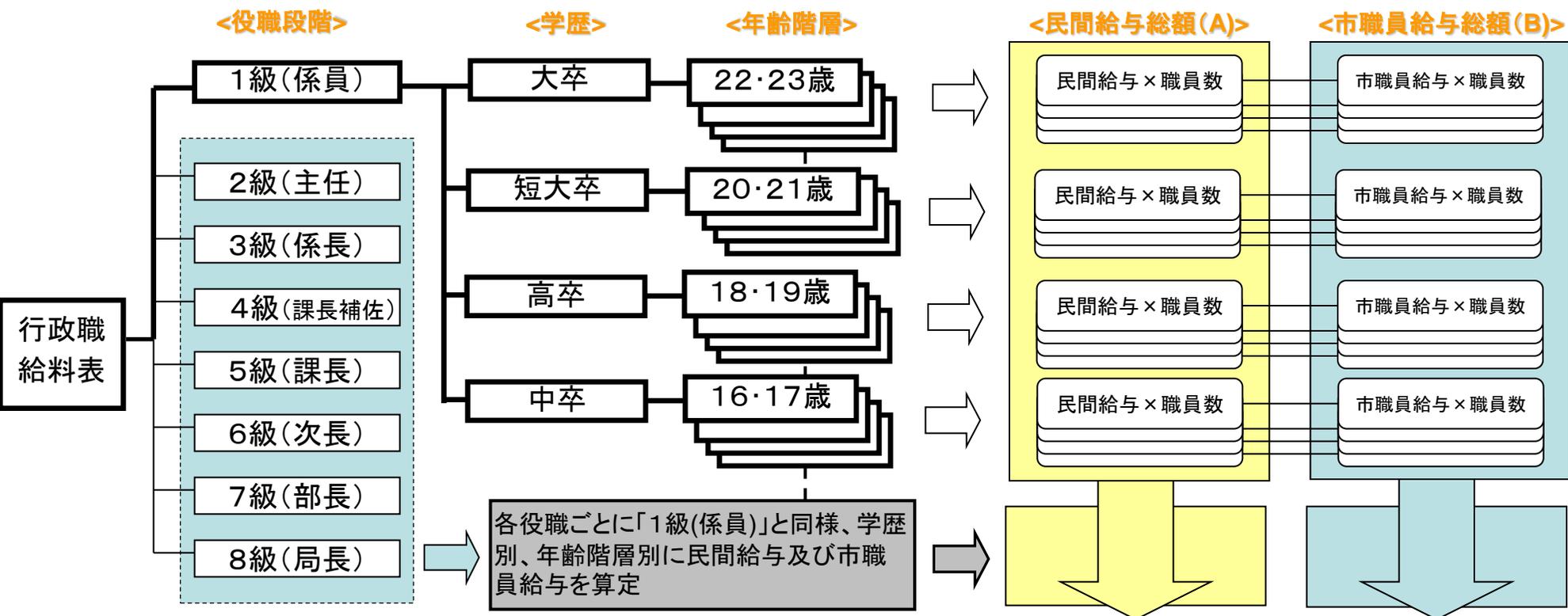
**従業員ごとの4月分給与の調査**

※本年の調査から、対象産業を公務等を除く全産業に拡大して実施

# ④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の市職員に民間の給与額を支給した場合の支給総額(A)と、現に支払っている支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の較差  $\Delta 87$ 円 ( $\Delta 0.02\%$ ) 算定方法 (a)-(b)

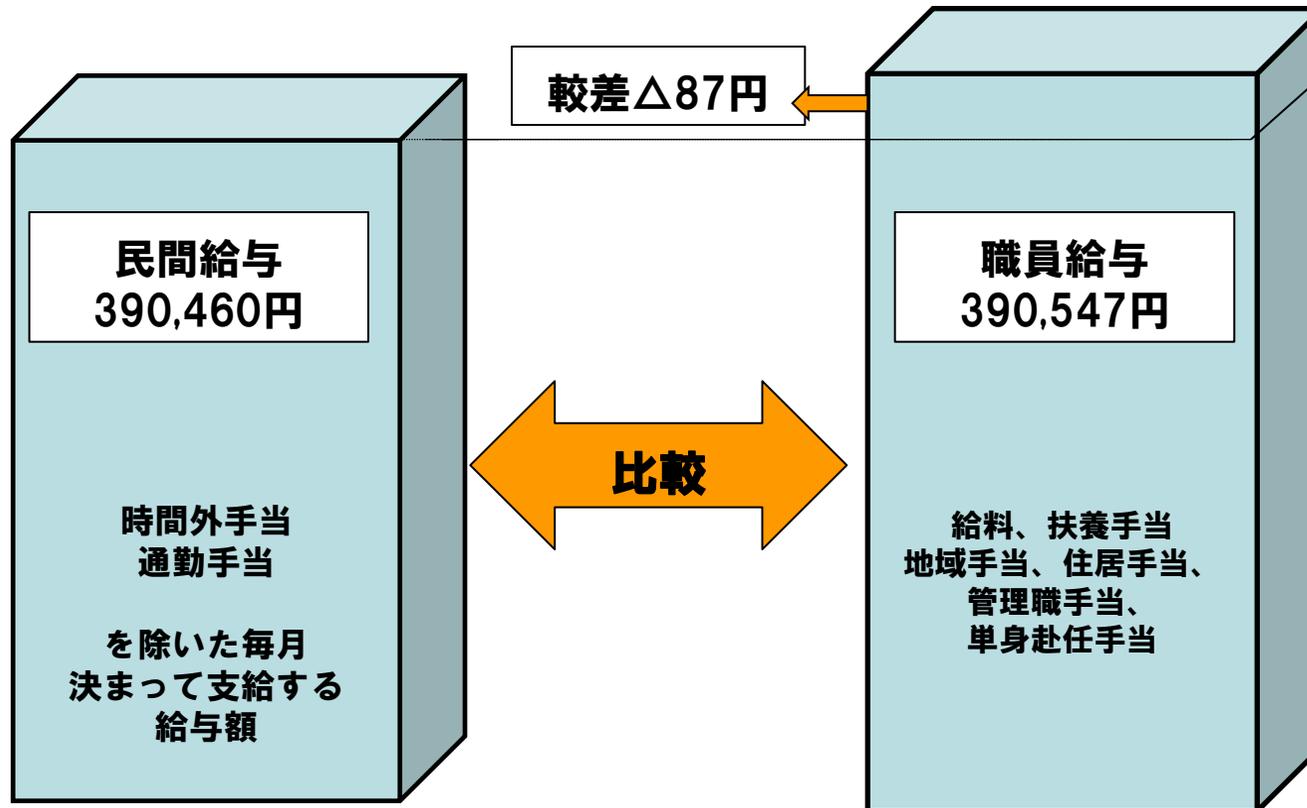
民間給与総額  
 $\div$  市職員総数  
 $= 390,460$ 円(a)

市職員給与総額  
 $\div$  市職員総数  
 $= 390,547$ 円(b)

## ⑤ 民間給与との較差に基づく給与改定

### ・ 給与月額

本年の較差は△87円(△0.02%)と極めて小さいため、改定は行わないこととしました。



### ・ 特別給 (ボーナス)

民間事業所の支給割合(3.96月)が職員の支給割合(3.95月)と均衡していることから、改定は行わないこととしました。

## ⑥本年の給与改定等

### 1 給与月額

- ・ 公民較差が極めて小さいため、改定なし

### 2 特別給(ボーナス)

- ・ 民間とおおむね均衡しているため、改定なし

### 3 自宅居住者に対する住居手当の廃止

- ・ 他都市の支給状況を踏まえ、廃止することが適当
- ・ 実施時期は、平成26年4月1日
- ・ 廃止にあたっては、所要の経過措置を講ずることを検討する必要

# ⑦最近の給与と勧告の実施状況（行政職給料表）

さいたま市職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給若しくは特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

	給与月額(公民較差)		特別給(ボーナス)		平均年間給与	
	額	率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
	円	%	月	月	万円	%
平成15年	△4,898	△1.13	4.40	△0.25	△18.3	△2.57
平成16年	据置き(19円)		据置き(0.02月)		—	—
平成17年	△1,921	△0.45	4.45	0.05	△1.0	△0.15
平成18年	△459	△0.11	据置き(△0.01月)		△0.8	△0.11
平成19年	259	0.06	4.50	0.05	2.6	0.37
平成20年	据置き(46円)		据置き(△0.02月)		—	—
平成21年	△791	△0.19	4.15	△0.35	△15.6	△2.33
平成22年	△1,179	△0.28	3.95	△0.20	△10.2	△1.56
平成23年	△1,213	△0.30	据置き(0.02月)		△1.9	△0.30
平成24年	据置き(190円)		据置き(0.02月)		—	—
平成25年	据置き(△87円)		据置き(0.01月)		—	—

(注)1 据置き表記における( )内の数値は、給与月額においては、公民較差の額を、期末・勤勉手当においては、支給月数の差を表す。

2 各年の平均年間給与の増減額及び率は、その年にされた改定前後での増減額及び率であり、前年との比較ではない。